

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める 条例の制定について

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

(認定こども園の種類及び要件)

第2条 認定こども園は、次の各号に掲げる認定こども園の種類区分に応じ、当該各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要としている子どもに該当するものに対する教育を行う幼稚園

イ 法第3条第3項の連携施設（以下「連携施設」という。）であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との密接な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設

設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

- (2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所であること。
- (3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設であること。

(職員の配置等)

第3条 認定こども園に置く職員（子どもの教育及び保育に従事する者をいう。以下同じ。）の数は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、同表の右欄に定める割合によって算定した人数を合計した人数以上であること。

満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人

- (2) 当該認定こども園の開園時間を通じて常時2人以上であること。

- 2 前項の規定により職員を置くほか、認定こども園に、認定こども園の長を置かなければならない。この場合において、当該認定こども園の長は、当該認定こども園である施設又は当該認定こども園である連携施設を構成する施設の長と兼任することを妨げない。
- 3 前2項の規定により職員及び長を置くほか、認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第8条ただし書の規定により調理室を設置しない認定こども園又は調理業務の全部を委託して行う認定こども園にあつては、この限りでない。

(学級の編成)

第4条 認定こども園は、満3歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、満3歳以上の子どもについて学級を編成し、各学級につき1人以上の職員に担当させなければならない。

- 2 前項の場合において、1学級の子ども数は、35人以下としなければならない。

(職員の資格等)

第5条 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。

2 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園教諭免許状所持者（幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）又は保育士の資格を有する者でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どもであって教育及び保育時間相当利用児であるものの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、保育士の資格を有する職員に従事させることが困難であると認められるときは、幼稚園教諭免許状所持者である職員で適当と認められるものを従事させることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により学級を担当する職員（以下「学級担任」という。）は、幼稚園教諭免許状所持者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、幼稚園教諭免許状所持者である職員を学級担任とすることが困難であると認められるときは、保育士の資格を有する職員で適当と認められるものを学級担任とすることができる。

5 前3項の規定によるほか、認定こども園は、幼稚園教諭免許状所持者で、かつ、保育士の資格を有する者であるものを満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員とするよう努めるものとする。

6 認定こども園の長は、当該認定こども園が子どもに対する教育及び保育並びに地域における子育て支援を総合的に提供できるよう、当該認定こども園の管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

(資質の向上)

第6条 認定こども園は、当該認定こども園の長及び職員について研修計画を作成し、当該計画に基づいて研修を実施することにより、教育及び保育に関する資質の向上を図らなければならない。

(建物等の設置)

第7条 連携施設は、これを構成する幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）を、同一の、又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 建物等の間の移動について子どもの安全が確保されていること。

(設置すべき設備等)

第8条 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設置しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、調理室を設置することを要しない。

- (1) 第12条第2項の規定により、認定こども園の子どもに対して提供する食事の全部を当該認定こども園の調理室以外の場所で調理し、当該認定こども園に搬入する方法（調理業務の受託者が当該調理室以外の場所で調理し、当該認定こども園に搬入する方法を含む。以下同じ。）により提供する場合であって、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等のための機器を備えているとき。
- (2) 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合であって、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えているとき。

第9条 満2歳未満の子どもの保育を行う認定こども園には、前条の規定により設置する設備のほか、乳児室又はほふく室を設置しなければならない。

(園舎及び屋内設備の面積)

第10条 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上としなければならない。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、次項の設備（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、次項の設備及び第3項の設備）が次項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、次項本文及び第3項）の規定による面積以上であるときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 2 第8条の保育室又は遊戯室の面積は、1.98平方メートルに保育を行う満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積以上としなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳

未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)が前項本文の規定による面積以上であるときは、この限りでない。

- 3 前条の乳児室又はほふく室の面積は、乳児室にあつては1.65平方メートルに保育を行う満2歳未満の子どもの数を乗じて得た面積以上とし、ほふく室にあつては3.3平方メートルに保育を行う満2歳未満の子どもの数を乗じて得た面積以上としなければならない。

(屋外遊戯場の面積等)

第11条 第8条の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる面積以上としなければならない。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつてその屋外遊戯場の面積が第1号の面積以上であるときにあつては第2号の面積以上と、既存の施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつてその屋外遊戯場の面積が第2号の面積以上であるときにあつては第1号の面積以上とすることを要しない。

(1) 3.3平方メートルに保育を行う満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に前号の面積(保育を行う満2歳以上満3歳未満の子どもの数に限る。)を加えた面積

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

2 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
(2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
(3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所にあること。
(4) 前項の規定による面積以上の面積を有する場所であること。

(食事の提供等)

第12条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに対し、当該認定こども園の調理室(第8条第2号の調理設備を含む。)で調理した食事(調理業務の受託者が当該調理室で調理した食事を含む。)を提供しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、満3歳以上の子どもの食事にあつては、当該認定こども園

の調理室以外の場所で調理し、当該認定こども園に搬入する方法により提供することができる。

3 前2項の規定により食事を提供する場合においては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 認定こども園において、食事の提供に関して必要な注意義務を果たし得る体制が確保されていること。
- (2) 栄養士による食事の内容に関する助言を受けられる体制が確保されていること。
- (3) 子どもの年齢、発達の段階及び健康状態に応じ、適切な食事を提供すること。
- (4) 調理業務を委託する場合にあっては、調理業務を適切に行う能力を有する者を調理業務の受託者とすること。
- (5) 調理業務を委託する場合にあっては、調理業務の受託者との契約において、認定こども園が食事の内容について関与することができる体制が確保されていること。

(開園日数、保育時間及び開園時間)

第13条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

(情報開示)

第14条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

(入園する子どもの選考)

第15条 認定こども園は、障害のある子ども、家庭において必要な養育を受けられないおそれのある子どもその他の教育及び保育に当たって特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。

(安全の確保等)

第16条 認定こども園は、災害及び犯罪に対する対策その他子どもの安全を確保するための措置並びに衛生管理その他子どもの健康を保持するための措置を講じなければならない。

2 認定こども園は、当該認定こども園において事故が発生した場合に備え、保険への加入を通じて、補償を行うための体制を確保しておかななければならない。

(評価及び結果の公表)

第17条 認定こども園は、自ら行う評価、外部の者による評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(認定こども園である旨の表示)

第18条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(教育及び保育の内容)

第19条 認定こども園において提供する教育及び保育の内容は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づいたものであること。
- (2) 集団生活の経験年数が異なる子どもがいることその他の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。
- (3) 認定こども園において食育に関する計画を作成し、当該計画に基づいた食育の推進が図られるものであること。
- (4) 教育及び保育を一体的に提供するための全体的な計画及び当該計画に基づいた指導計画を作成し、これらの計画に沿ったものであること。
- (5) 小学校の教育との連携が図られているものであること。

(苦情処理)

第20条 認定こども園は、苦情の処理に係る責任者の配置その他の必要な体制を整備することにより、その業務に関する苦情を迅速かつ適切に処理しなければならない。

- 2 認定こども園は、その業務に関して受けた苦情の内容及びその処理の結果について公表しなければならない。ただし、入園している子ども、その保護者等の正当な利益を害するおそれがあるときは、この限りでない。

(子育て支援事業)

第21条 認定こども園は、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。

- 2 前項の規定による子育て支援事業の実施に当たっては、市と十分な連携を図るとともに、実施計画を定めなければならない。

(保育機能施設が満たすべき基準)

第22条 認定こども園である保育機能施設及び認定こども園である連携施設を構成する保育機能施設は、この条例に定めるもののほか、保育機能施設の設備及び運営に関して市長が別に定める基準を満たさなければならない。

(実地の調査)

第23条 認定こども園の設置者は、市長が法第30条第1項又は第2項の規定に基づく報告に係る事項について必要な調査を行う場合には、当該調査に協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成32年3月31日までの間は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日前から存する認定こども園の職員配置については、次によるものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる子どもの区分ごとに、同表の右欄に掲げる割合によって算定した人数を合計した人数以上であること。

満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人
満3歳以上の教育時間相当利用児	おおむね35人につき1人
満3歳以上満4歳未満の教育及び保育時間相当利用児	おおむね20人につき1人
満4歳以上の教育及び保育時間相当利用児	おおむね30人につき1人

(2) 当該認定こども園の開園時間を通じて、常時2人以上であること。

(当該認定こども園の職員資格に関する特例)

3 認定こども園に在籍する子どもの登園又は降園の時間帯その他の認定こども園に在籍する子どもが少数である時間帯において、第3条第1項により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第5条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、第3条第1項により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、市長が幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

4 第5条第1項及び第3項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として

従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

5 第5条第2項により置かなければならない幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用する子どもの数に応じて置かなければならないとされる職員の数を超える場合における第5条第1項、第2項及び第3項により置かなければならない幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用する子どもの数に応じて置かなければならないとされる職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、市長が幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の3分の1を超えてはならない。

附則第4項	第5条第1項及び第3項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第5条第2項の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第6項	第5条第1項、第2項及び第3項の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者